

情 個 審 答 申 第 1 2 号

令和8年（2026年）8月7日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年（2026年）3月12日付け、財政発第000174号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の補助金を交付した団体に係る、交付確定等の起案文書の文書等開示（部分開示）決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（部分開示）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和7年（2025年）3月31日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、特定の補助金を交付した団体（以下「A団体」という。）に係る交付確定についての起案文書（以下「請求文書①」という。）並びに当該補助金を交付したA団体とは別の団体（以下「B団体」という。）に係る、交付決定の起案文書（以下「請求文書②」という。）、概算交付についての起案文書（以下「請求文書③」という。）及び交付確定についての起案文書（以下「請求文書④」という。）の文書等開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年4月16日、実施機関は、本件開示請求に対し、請求文書①ないし請求文書④についてそれぞれ部分開示とする文書等開示決定を行った。
- 3 同年7月22日、審査請求人は、請求文書①、請求文書②及び請求文書④の不開示とされた部分の一部の開示を求め、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 請求文書①については、A団体からの補助金実績報告書の一部、請求文書②については、B団体の事業計画書の一部及び予算書の一部、請求文書④については、B団体の事業報告書の一部及び決算書の一部が条例第7条第4号アの適用により不開示になっているが、いずれも同号アには該当しない。
 - (2) 本件補助金は「販売促進に必要な調査研究、組合又は会員の指導及び教育、情報の周知や啓発・美化活動など、公共上の必要性が認められるものを対象と」していること等からすると、当該事業は当該法人等の利益を図る目的で行っているとは認められない。また、当該事業には公開で行っているものもある。そして、当該事業は既に完了している。したがって、本件公文書の不開示部分のうち、補助金事業に係る部分を公開したとしても、当該法人等の利益を害するおそれはない。

また、仮に害するおそれがあるとしても、それが法的保護に値するかどうかは、法人等との利益と、公開する公益、即ち補助金交付が適当であったといえるかについて

説明責任が果たされる利益との比較衡量の上、決せられるべきであることは、条例前文に「市民の市政への参加及び市政への監視を促すため」とあることから明らかであり、この比較衡量を欠いた本件処分は、条例の解釈を誤ったものというほかない。

(3) 反論書における「当該事業には公開で行っているものもある」とは、本件団体等が環境美化活動等の本件補助金に係る事業を屋外の公共の場所において公開で行っているものもあるとの趣旨である。

(4) 補助対象経費は、特定の補助金交付要綱に規定されていることからすると、本文書を公開したとしても、本件団体等の正当な利益を害するおそれはない。

2 実施機関の主張

(1) 不開示の部分全体について

ア 条例第7条第4号アの規定の趣旨は、法人等内部の経営戦略や経理状況、ノウハウを読み取ることができる情報等、開示することにより法人等の競争力を損なうおそれがある情報を不開示とすることで法人等の権利を保護する点にある。

イ A団体及びB団体は法人その他の団体であることから法人等に当たり、不開示部分はその法人等の内部に関する情報が記録されたものであることから、法人等に関する情報に当たる。

(2) 公文書に記載の補助金に係る事業は、当該法人等の利益を図る目的で行っているとは認められないとの主張に対して

ア 公益性のある事業であっても、関連する文書に法人等の内部情報が含まれている場合には、公開によって競争上の地位や信用に影響を与え、法人等の権利利益を害するおそれがある。

イ 不開示情報に該当するか否かは、補助金の目的とは関係なく判断されるものであり、補助金交付が公益目的であったとしても、交付に関連して作成された文書に不開示情報が含まれていれば、条例第7条第4号に基づき開示は制限される。

ウ 補助金交付の目的は情報の開示可否の判断に影響を与えるものではなく、審査請求人の主張は、条例の趣旨に照らして妥当性を欠くものである。

(3) 当該事業には公開で行っているものもあるとの主張に対して

ア 本件において不開示とした全ての情報は、法人等の競争上の地位に影響を及ぼすおそれのある情報を含むものである。これらの情報は、補助金制度の透明性確保のために公表される交付規則や交付要綱とは性質を異にするものであり、制度が公開で実施されていることをもって、当該情報の開示義務が直ちに生じるものではない。

イ 審査請求人の主張は、制度の公開性と個別情報の保護という観点を混同したものであり、条例の趣旨に照らして妥当性を欠くものである。

(4) 当該事業は既に完了しているとの主張に対して

ア 不開示とした情報には、事業戦略、資金調達の方針、技術的ノウハウ等、法人の内部情報が含まれている。これらの情報は令和元年度に提出されたものであり、その時点の法人の内部情報ではあるが、過去の情報であっても現在の事業に継続的に活用されている場合があり、現在又は将来の事業活動に影響を及ぼす可能性は否定できない。実際、本件法人等は同種の事業を継続的に実施しており、当該情報が競争上の地位や正当な利益を害するおそれは依然として存在する。

イ 補助金申請時の経営状況や財務内容が公開されることにより、現在の信用に影響を与える可能性もある。仮に、過去に経営が不安定であったことが明らかになれば、現在の融資や取引関係に悪影響を及ぼすおそれがある。

ウ 当該情報が過去のものであったとしても、現在の本件法人等の利益を害するおそれがあるため、条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当するものである。

(5) 比較衡量を行うべきとの主張に対して

ア 条例の前文では「市民の市政への参加及び市政への監視を促すため」と記されており、情報公開の公益性が強調されている。しかし、これは無制限の情報公開を認める趣旨ではなく、個人や法人の権利利益との調和を図る必要がある。実際、条例では、法人等の営業上の秘密やプライバシーなどを保護するための「不開示情報」の規定が設けられており、これに該当する情報は、原則として公益との比較衡量を経ることなく不開示とされる。

イ 条例第7条は法人等の正当な利益を害するおそれがある場合は不開示とする旨を明記しており、実施機関はその要件を満たす限り不開示決定を行うことができる。

ウ 仮に比較衡量が必要な場合であっても、審査請求人が主張する「補助金交付の妥当性に関する説明責任」という公益は抽象的であり、市政監視の必要性が十分に示されていない。かかる状況では、公開によって得られる公益が、本件で侵害される法人等の営業上の秘密や信頼を損なうリスクに比して高いとは言えない。

エ 本件において問題となっている法人等の収支情報や営業上のノウハウに関する情報は、競争上の地位を左右する重要な情報である上、これらを開示したとしても、公益の確保には資するものではない。

オ 補助金交付に関する説明責任については、交付決定通知や実施機関が既に開示した事業報告書等を通じて一定程度果たしており、市民による監視機能は確保されている。

カ 補助金に関連する法人等の内部情報の全てが説明責任の達成に不可欠とは言えず、公益性の名の下に詳細情報の開示を求めることは、法人等の正当な利益を害するおそれがある。

キ 加えて、裁判例や国の審査会答申においても、公益性が高い場合であっても、法

人の利益を害する蓋然性が高い場合には不開示が認められるとする例が存在している。

ク 企業ノウハウや収支情報は競争上の地位を害するおそれがあるとして不開示とされている答申等が複数存在している。

ケ したがって、審査請求人の反論は、条例の趣旨に照らして妥当性を欠くものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書は、請求文書①、請求文書②及び請求文書④の一部である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第4号アの規定について

条例第7条第4号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」を不開示情報とし、それを受けての同号アは「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする。

(2) 審査請求の対象となった不開示部分の記載について

ア 請求文書①のA団体からの補助金実績報告書のうち、事業報告書の不開示部分の記載について

審議会が見分したところ、当該部分には、2019年度にA団体が実施した事業の内容、事業費の金額が記載されており、どのような項目に対していくら支出したのかを読み取ることができる。

イ 請求文書①のA団体からの補助金実績報告書のうち、事業実施概要及び取扱商品販売高の不開示部分の記載について

審議会が見分したところ、当該部分には、2019年度にA団体が実施した項目別の事業概要及びその経費並びに取り扱った商品の品名及び売上高が記載されて

おり、A団体の経理の状況を部分的に読み取ることが可能である上、どのような項目に対していくら支出したのか、どの商品をいくら売り上げたのかを読み取ることができる。

- ウ 請求文書①のA団体からの補助金実績報告書のうち、収支決算書（収益の部）の不開示部分の記載について

審議会が見分したところ、当該部分には、2019年度のA団体の事業収益の予算額、決算額等が記載されており、A団体の経理の状況を読み取ることが可能である上、どのような項目に対していくら収益があったのかを読み取ることができる。

- エ 請求文書①のA団体からの補助金実績報告書のうち、収支決算書（費用の部）の不開示部分の記載について

審議会が見分したところ、当該部分には、2019年度のA団体の事業費用の予算額、決算額等が記載されており、A団体の経理の状況を読み取ることが可能である上、どのような項目に対していくら支出したのかを読み取ることができる。

- オ 請求文書②のB団体の事業計画書の不開示部分の記載について

審議会が見分したところ、当該部分には、2019年度におけるB団体が実施するイベントの名称、内容等が記載されており、どの時期にどのようなイベントを実施しようとしているのかを読み取ることができる。

- カ 請求文書②のB団体の予算書の不開示部分の記載について

審議会が見分したところ、当該部分には、B団体の2019年度における実施事業の予算額、2018年度の決算額等が記載されており、B団体の経理の状況を読み取ることが可能である上、どのような項目に対していくら支出するのかを読み取ることができる。

- キ 請求文書④のB団体の事業報告書の不開示部分の記載について

審議会が見分したところ、当該部分には、2019年度におけるB団体が実施したイベントの名称、日付、内容等が記載されており、いつどのようなイベントを実施したのかを読み取ることができる。

- ク 請求文書④のB団体の決算書の不開示部分の記載について

審議会が見分したところ、当該部分には、2019年度におけるB団体の実施事業の予算額、決算額等が記載されており、B団体の経理の状況を読み取ることが可能である上、どのような項目に対していくら支出したのかを読み取ることができる。

- (3) 条例第7条第4号ア該当性について

上記(2)アないしクの記載について、これらの情報を公にすると、A団体及びB団体の事業計画、経理等の営業上のノウハウに関する情報が明らかとなり、今後継続して行われる事業活動に支障を来すなど、A団体及びB団体の権利、競争上の地位そ

の他正当な利益を害する蓋然性が高い。

したがって、上記(2)アないしクの不開示部分に記載された情報は、条例第7条第4号アに該当する。

(4) 小括

以上より、条例第7条第4号アに該当するとして部分開示とした実施機関の判断は、妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 8 年（2 0 2 6 年） 3 月 1 3 日	熊本市長から諮問（令和 8 年（2 0 2 6 年）3 月 1 2 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 3 日	諮問の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 7 月 1 7 日	答申案の審議を行った。
令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 7 日	答申案の審議を行った。